短期組合員に係る令和7年度各経理の財源率等

区分		月次			期末手当等		
		掛金率	負担金率	合計	掛金率	負担金率	合計
短期経理	短期分	51.50/1,000	51.50/1,000	103.00/1,000	51.50/1,000	51.50/1,000	103.00/1,000
	介護分	7.60/1,000	7.60/1,000	15.20/1,000	7.60/1,000	7.60/1,000	15.20/1,000
	調整負担金		0.10/1,000	0.10/1,000		0.10/1,000	0.10/1,000
	公的負担金		0.87/1,000	0.87/1,000		0.87/1,000	0.87/1,000
保健経理		2.0/1,000	2.0/1,000	4.0/1,000	2.0/1,000	2.0/1,000	4.0/1,000
特定健康診査等負担金		短期組合員1人当たり194円					
業務経理	事務費負担金	短期組合員1人当たり年額 5,290円 月額 440円（4月のみ 450円）					

注　1. 短期経理及び保健経理の率、並びに特定健康診査等負担金は、一般組合員と同一です。

2. 短期経理の介護分は、40歳以上65歳未満の組合員について徴収します。

3. 業務経理の事務費負担金は、一般組合員と異なります。

4. 期末手当等（合計）の限度額については、以下のとおりとなります。

短期給付に係るものは年度累計額5,730,000円。

（5,730,000円を超えることとなる場合には、当該累計額が5,730,000円となるよう、その月の標準期末手当等の額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける期末手当等の標準期末手当等の額は、零とします。）